別記様式第２号（その２の２）（平30文科令４・全改、令元文科令９・令元文科令19・一部改正）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

教育課程等の概要（共同学科等） （共同○○学部○○学科等）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
○○科目															
	小計（　科目）	—					—								
△△科目															
	小計（　科目）	—					—								
□□科目	○○科目														

		小計（　科目）	—					—							
	△△科目														
		小計（　科目）	—					—							
合計（　　科目）			—					—							

学位又は称号		学位又は学科の分野	
卒業・修了要件及び履修方法		開設入学	開設単位数（必修）

授業期間等	
１学年の学期区分	期
１学期の授業期間	週
１時限の授業時間	分

（注）

1　共同学科等を設置する場合は，別記様式第２号（その２の１）に代えて，この書類を作成すること。

2　共同学科等を設置する場合は，この書類に加え，別記様式第２号（その２の１）の例により，構成大学別のものを作成すること。

3　学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。

4　私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受

けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。

5　開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。

6　「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

7　「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。

8　課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。

（1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。

（2）「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。

（3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。